

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日替り  
の翌日)

## 目 次

- ◇告 示 指定老人訪問看護事業者の指定（医務薬事課）  
開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集  
個人演説会等を開催することができる施設の指定
- ◇公 告 改良普及員資格試験の実施（経営指導課）

## 告 示

### 鳥取県告示第四百九十七号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第二項の規定に基づき、平成七年六月十九日付けで指定老人訪問看護事業者の指定をしたので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成七年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定老人訪問看護事業者の名称

医療法人養和会

二 指定老人訪問看護事業者の主たる事務所の所在地

米子市上後藤三丁目五十一

三 老人訪問看護ステーションの名称

よなご西訪問看護ステーション

四 老人訪問看護ステーションの所在地

米子市上後藤三丁目五十一

### 鳥取県告示第四百九十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年四月五日 鳥取県指令受鳥土維第八四一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市商栄町二三〇一一  
有限会社千代水

代表取締役 村川道夫

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

平成七年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成七年六月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

- 一 日時 平成七年七月十日(月) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 三 議題 第十七回参議院議員通常選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成七年六月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

施設の名 称	所在地
北条町ふれあい会館(多目的大集会室(大))	東伯郡北条町土下二〇〇—二

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。)第2条の規定に基づき、改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成7年6月30日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

- 1 試験の期日 平成7年10月11日(水)及び同月12日(木)
- 2 試験の場所 鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化公館
- 3 試験の方法
  - (1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
  - (2) 筆記試験は、改良普及員として必要な教養及び農業又は家政についての専門的技術及び知識に関する事項について、次の項目により行う。

必須項目	基礎選択項目	専 門 選 択 項 目
教育概論	農 業 経 営	作物園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 植物生理 土壤肥料 微生物学 生物化学 食品化学及び食品加工 畜産 家畜衛生 農業水利及び土地改良 農業機械 農業経済 農村社会学 統計学及び情報処理
生活 経 営		被服衛生及び被服管理 労働衛生 人間工学 栄養学 食品化学及び食品加工 生物化学 建築設計 微生物学 食生活 住居生活及び住居環境 健康設計 農村計画 家庭生活 生活福祉 発達心理学 健康管理 農村社会学 統計学 及び情報処理

この場合において、必須項目及び基礎選択項目についての筆記試験は、択一式又は記述式の試験（以下「択一・記述試験」という。）とし、基礎選択項目は、(2)の表の基礎選択項目の欄に掲げたものの中から、1項目を選択するものとする。また、専門選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、選択した基礎選択項目に応じ、(2)の表の専門選択項目の欄に掲げたものの中から、択一・記述試験にあつては3項目を、論文試験にあつては1項目を選択するものとする。その際には、択一・記述試験と論文試験において同一の項目を重複して選択することができる。

(3) 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

4 受験資格

試験を受けることができる者は、条例第4条各号に掲げる者（条例第5条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）とする。

なお、条例第4条第2号の知事が別に定める履習基準は、次の表の課程の区分に応じ、同表の課程欄に掲げる課程ごとに履修科目の欄に掲げる科目のうち4科目以上を履修していることとする。

課 程	履 修 科 目
生 物	生態学 微生物学 分類学 生物学 生理学 有機化学 形態学 土壌学 遺伝学 統計学
化 学	物理化学 有機化学 無機化学 食品化学 分析化学 土壌学 生物化学 統計学
機 械	機械工学 材料力学 工業力学 機械製図 電子工学 応用数学 情報工学 生物化学 統計学
土 木	水工学 土木材料学 測量学 土木施工法 土質工学 環境工学 構造力学 情報工学 水理学 統計学
建 築	環境工学 都市計画 設計製図 建築計画 建築設備 農村計画 住居史 色彩学 地域計画 統計学

保 健	労働衛生学 保健管理学	運動生理学 人類生態学	精神衛生学 統計学	保健衛生学	保健学
法 律	民法 環境法	商 法 経済政策	労働法 経済原論	税 法 経営学	農業法 統計学
経 済	経済原論 農業経済学	経済政策 地域経済論	金融論 統計学	会計学	経営学
経 営	経営学原論 生産管理論	会計学 経済原論	簿 記 経済政策	マーケティング論	
社 会	社会学原論 社会調査	農村社会学 家族社会学	産業社会学 地域社会学	社会心理学 統計学	
教 育	教育原論 発達心理学	教育心理学 青年心理学	教科教育法	教育史	

5 受験願書の受付期間

平成7年7月3日（月）から同年8月24日（木）まで（郵送による場合は、平成7年8月24日（木）までの消印のあるものに限って受け付ける。）

6 受験願書の提出先

〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部経営指導課（持参又は郵送による。）

7 受験願書の添付書類

ア 履歴書  
イ 受験資格を有する者であることを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの）

8 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料は、3,010円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の

所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外に居住する者は、その金額を現金書留で納付することができる。

(2) 既納の手数料は、還付しない。

9 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、試験実施後1月以内に鳥取県公報により公表するとともに、合格者による旨を通知し、合格証書を交付する。

10 その他

(1) 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県農林水産部経営指導課及び各農業改良普及センターにおいて交付する。その交付を郵便により請求する場合は、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部経営指導課（電話 0857-26-7273）に照会すること。